

採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令の一部を改正する政令案について（概要）

令和 3 年 11 月
内閣官房内閣人事局

1 趣旨

国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 45 条の 2 第 2 項第 3 号及び第 3 項に基づき、海上保安業務の分野に応じた一定の範囲の知識等を有する者及び海上保安大学校学生採用試験における確保すべき人材に関する事項の変更等のため、「採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令」（平成 26 年政令第 192 号。以下「採用試験政令」という。）を一部改正する。

2 改正内容

（1）採用試験政令第 2 条第 3 項（一定の範囲の知識を有する者）

海上保安業務の分野における専門職試験（海上保安官試験、海上保安大学校学生採用試験及び海上保安学校学生採用試験）に係る一定の範囲の知識等を有する者について、現在、採用試験政令第 2 条第 3 項第 2 号（大卒程度の者：海上保安官採用試験）及び第 3 号（高卒程度の者：海上保安大学校学生採用試験、海上保安学校学生採用試験）に分けて定めているところ、同項第 1 号（大卒程度の者又は高卒程度の者）に集約して規定する。

（2）採用試験政令別表（採用試験により確保すべき人材）

海上保安大学校学生に求められる能力が、従前の海技免状の取得のための物理や化学の知識を重視したものから、リーダーシップや行動組織論、国際関係、法学分野等の教育カリキュラムで学ぶための文章の読解力、論理的な思考能力及び表現力を重視したものへと変化していることから、必ずしも海上保安大学校学生採用試験の能力実証において必要のなくなった「物理又は化学」の知識や能力を試験科目から削除するため、別表下欄に規定する海上保安大学校学生採用試験により確保すべき人材に関する事項から、「物理」及び「化学」を削除する。

3 その他

施行日：令和 4 年 2 月 1 日（火）